品川区景観審議会公募区民委員選考基準

1. 目的

本基準は、品川区景観審議会公募区民委員を選考するにあたって、必要な事項を定める。

2. 区民委員について

景観審議会における公募区民委員の対象は、以下のとおりとする。

- 1) 品川区在住であること
- 2) 18歳以上であること(令和8年4月1日現在)
- 3) 平日の昼間に行われる景観審議会に出席ができること

3. 選考委員会の設置

選考にあたっては、選考委員会を設置する。

4. 選考委員

選考委員は、都市環境部長(委員長)、都市計画課長、政策推進担当課長、戦略広報課長とする。

5. 評価項目

選考委員は、応募者の作文「良好な景観づくりに必要なこと」から都市景観に対する考え方について、下記の項目について評価する。

- 1) 景観に対する理解・熱意
- 2) 良好な景観づくりに必要な提言の内容
- 3)区の施策に対する理解
- 4) 自己表現について

6. 選考方法

提出された作文を審査基準に基づき評価し、選考委員会で委員長が決定する

7. 選考結果の通知

選考結果については、応募者全員に通知する。

8. スケジュール (予定)

令和7年

11月1日から12月1日 公募期間

12月上旬 選考委員会

令和8年

1月中旬選考結果通知送付6月頃区民委員への説明7月審議会一回目参加